

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

インドネシア国

ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業

(協力準備調査(有償))

ドラフトファイナルレポート

日時 平成24年2月10日(金) 14:03~17:03

場所 JICA研究所 203会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構 総務部 主査・環境社会配慮審査役

武貞 稔彦 法政大学 人間環境学部 准教授

谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科 教授

JICA

< 事業主管部 >

小泉 幸弘 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課 課長

中田 隆一 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課

< 地域部 >

早川 友歩 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長

木村 出 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

< 事務局 >

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課

平 祐朗 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

清水 隆志 日本工営株式会社 コンサルタント海外事業本部
鉄道事業部 鉄道計画部 部長代理

東中川 敏 日本工営株式会社 地域社会事業部 環境技術部 副参事

午後2時03分 開会

平 では、時間が過ぎましたので、始めさせていただきたいと思います。今日は、インドネシア、ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業のドラフトファイナルレポートに対する助言委員会のワーキンググループとなります。

本日ですが、ここにいらっしゃるお三方に加えて、石田委員と松行委員が出席の予定だったんですけども、お二人とも都合が悪くなったということで、松行さんに関してはメール審議で参加したいという連絡をいただいております。その旨、ご了承を願いたいと思います。

本日の進行は、いつものように主査の方をお願いして、委員の方で進めていきたいと思うんですけども、これまでの主査の回数は谷本さんが4回、武貞さんが2.5回で作本さんが1.5回となっているんですが、最近、作本さんが立て続けに多かったので、できれば武貞さんをお願いいただきたいんですけども、よろしいですか。それでは、よろしく願います。

武貞主査 わかりました。

それでは、インドネシア、ジャカルタ東西線事業準備調査、ドラフトファイナルレポートの環境社会配慮助言委員会のワーキンググループを始めたいと思います。事前にJICAさんのほうからいただいている、こちらの回答のほうに従って進めていきたいと思います。若干、時間が、もともとレポートとかの量も多いし、なかなか厳しいところがありましたけれども、最近の通例に従って、最初から順番に一つ一つ質問を出された委員の方を中心に、回答内容について確認をしていきたいと思います。

それから、今日、欠席されている石田委員のほうは特に事前にコメントを出されていなかったと思うんですが、松行委員から出ているコメントについては、すみませんけれども、今日、出席しているこの3人で個々に見ながら回答内容の確認を進めて、前回、私も実は自分が欠席したワーキンググループがそうだったんですが、最後の段階で出席した委員としては、これをコメントなりの形で残すか、削除するかという方向性を出して、それを付して最終的にメールで審議を回すというやり方をとっていたかと思いますので、今回もそういう形で進めたいと思います。よろしく願います。

それでは、1番の質問、作本委員の部分ですけども。

作本委員 1番と2番がありますので、最初の1番はご存じのように戦略的アセスというのをインドネシアで2009年に導入したのんですけども、それについてこの事業がかかる

のかなということで、既に工営さんは現地で確認されて、該当しないということを確認されていたようですから、このお答えで結構です。

2番目はむしろ文章の書き方だったんですが、Eのリストの中の通常のアセス、AMDALに該当するのかどうかという、そのところが記述されていなかったのも、そちらのほうもこれで報告書に追記しますというような表現、オーケーです、これで。

武貞主査 ありがとうございます。

それでは、3番、谷本委員の質問ですが。

谷本委員 通常は国レベルというあれでEIRRを出すんでしようけれども、私はこういう鉄道事業は料金収入があるというあれからすれば、EIRRもきちんと書いてほしいなというのが、後ほどありますけれども、話が、やっぱり大きなポイントになるんじゃないかなと思って、質問をさせていただきました。ここに書いてある回答ということであれば、一応、それで私は納得しました。他の委員の方、また、後ほど検討しましょう。

武貞主査 それでは、4、5、6と3つ、松行委員からの質問です。若干、こちらの出席委員のほうも少し内容を見てから確認をしたいと思います。ちょっとお時間をいただきます。

作本委員 この4番について、松行さんのところですが、私も今、読ませていただいて、接続がMRTとBRTの両方に対して接続になりますということですから、両方ともに接続される予定であるというように理解してよろしいですか、単独でMRTだけでなくて接続の計画もきちんとありますよということで。

谷本委員 そういう面では既存の鉄道網とどうされますか。軌道は同じですよ、検討されているのは。

小泉 こちらの別添をご覧いただきたいのですが、具体的に代替案の検討の中で既存鉄道との接続地点、それから、南北線（N-S Line）、それから、TransJakartaとの接続、それから、既存のバスターミナルとの接続ということで、それぞれ確認しております。

谷本委員 鉄道網はいいんですね。では、4番はいいでしょう。

作本委員 4つですよ、既存鉄道と計画鉄道と4つにつながるという意味。

小泉 そうです。

作本委員 わかりました。

武貞主査 5番、今、3-22ページの図3.3-8というのを見ているんですが、多分、すみません、皆さんに見えるかどうかわかりませんが、Figure3.3-8のNumber of houses to be

resettled in every alternativesというタイトル、この表の世帯数というのは、画面に出してもらったほうがよさそうだと思うので出していただきたいですが、これで真ん中に画面だと色が変わっているのが見にくいですが、上から480、378、638と青い四角で囲んであるのが対象家屋数ですか。

木村 真中の数値はPhase1の対象で、右端がPhase2も含めたトータルです。

武貞主査 だから、多分、この図でPhase2の部分の数字が明示されていなくて、Phase1とトータルの差し引きでPhase2の数字がわかるという、そういう図になっているわけですね。多分、そこが1しか入っていないのという質問になったのかという気がするんですが、多分、この表の書き方の話だけだと思うので、トータルのところの例えばPhase1プラスPhase2と書くなり、Phase2の数字もはっきり明記するなりされたほうが誤解が少ないかなという気がいたします。トータルというところが1だけなのか、2も含めてなのかが多分、わかりにくかったということで、こういう質問が出てきたんだと思いますので。

中田 承知しました。トータルのところに括弧書きで、Phase1、Phase2と記載いたします。

武貞主査 お願いします。

それから、同じく3-22、同じページ。

作本委員 そのまま見ると、お金持ちだから移転が難しいというふうにとれちゃうので。

谷本委員 そうそう。それは差別発言になるな。この表現は直してもらいましょう。

武貞主査 この部分は、ですから修正していただくという回答でいいんですね、この通りだということによろしいですね。

それでは、7番。

作本委員 3-5ページの3.1-1の表では全体比較で、どういう考え方に基づいて環境社会配慮の比較がなされているのかという質問なんですけれども、ここではまず社会配慮に重点を置いているということが前半に書いてあって、次にServiceabilityとか、そういうふうなことと、あと、経済面についてはInitial Screeningの段階で既になされているというようなことが書いてあります。そういう意味では、一応、全体としてそういう数字を通しておられるということで、この説明はわかりやすいものだと思いますのでよろしいかと思えます。

武貞主査 表3.3-6。

作本委員 上の私の3.3-6と一部、かぶっていますよね。こちらは住宅スコアですね。

谷本委員 作本委員の質問の7の回答のほうで、2行目の鉄道セクターでは土地収用とか住民移転が懸案事項になって整備が進んでいないという、こういう回答を書かれていますけれども、これは特に鉄道セクター固有の問題なんですかね。それとも道路もそうですか、あるいは土地収用、住民移転そのものがインドネシアでは難しいという、これはどうですか。

小泉 ある意味では、一般的な状況ととらえてもよいかと思いますけれども、特に鉄道に関しましては一部区間、たとえ1世帯でも収用がされないということで、そこができない限り、部分開業というのはなかなか難しいという実態があります。そのため、ここで鉄道ということを書いております。例えば道路でしたら、ご承知の通り、部分的に開業するということが効果の発現を早い段階から行うということも考えられますが、特に鉄道の場合はなかなか、それが難しいという状況であります。

谷本委員 鉄道固有の問題ってないですか。

小泉 鉄道固有の問題というのは、今、申し上げたようなところが大きいかなと思っています。

谷本委員 そういう問題で例えば支払いが悪いとか、そういう問題は。

小泉 事業者としての問題ということであれば、特に例えば港湾ですとか、道路と鉄道との顕著な差があるとは認識しておりません。

谷本委員 それは認識していない。そうですか。では、結構です、それなら、そういう認識であれば。作本委員、いいですね。

作本委員 確かにあれだけ人口が密集してきていますし、情報が早くなりましたから、あそこの土地を買収なんていったら、なかなか難しい困難もあれば、ただ、それで8番のほうはよろしいですか。議論のほうがスコアづけということになってはいますが。

谷本委員 これは根本なんですよ、ある面でいうと。これはどう考えるんだろうか。

作本委員 私の上のほうの説明で、第1番目のスクリーニング、2番目のスクリーニング、経済面も入れているということで、さっき、納得したということをお答えしたんですが、もし、8番目の内容と違うものでしたら8番を残しておくということは、いわゆるこれをメールでの審査に残しておくということですか。

武貞主査 この部分は、恐らく松行委員のほうで7番の回答をご覧になって、確認をしたほうが。

作本委員 要確認ということで残したほうがいいと思うんですね。

武貞主査 8番については、基本的に7番でお答えをいただいているという趣旨だと思うんですけども、その内容でいいかどうかというのは松行委員のほうにも、どうしても確認を要すると思いますので、後日、確認をした上でということにさせていただきます。それが8番です。

それでは、9番。

谷本委員 規定の見直しとか、そういう法人としての様態、権限の変化で対応できると見込んでいるか、見込めるかどうか。なぜ、ここまで言ったかという、地方分権で相当に州がそれぞれ好きなことを言い出していますよね。だから、DKIだけが今まではそういう面では特別にかわい子ちゃんやってこられたんでしょけれども、西ジャワにしても特に独立したという言葉は悪いのか、分州になったバンテンなんか、その意味ではやはりこういう今の法制度のもとでは認められないんじゃないかと、そう簡単に化するんじゃない、変われる話じゃない、法制度が変われる話じゃないんじゃないかとすれば、本当にPhase1だけで終わってしまうんじゃないか。そう思うんです、私は。では、JICAとしてはPhase1だけで済ませてしまって、後はどうぞというふうにするのですかというか。

小泉 ただ、計画論的に申し上げますと、DKIジャカルタだけでジャカルタの都市圏を賄うというのは到底無理ということですので、その意味で、もし仮に実現性の観点から鉄道をでかいのをエリアの中だけでネットワークを敷いてしまう、あとはバスでサービスをするという考え方は、余り望ましくないのかなというように考えています。やはり基幹となる一定の輸送力が必要なところは、鉄道としての輸送力で提供すべきだと考えていますので、ここは計画としての考え方と事業実現性の考え方に多少、差が出てくるのかなと思います。

谷本委員 望ましいというのと、ここでのポイントは実施運営体制ですよ。だから、こうあるべきだ、あってほしいという部分と、それから、実際にやるというところ、今のところ、私はこういう報告書を読ませていただいたりすれば、ものすごく大きな乖離がある。この乖離をどういうふうに埋めるかということですね。ですから、お答えはお答えで、これしか書きようがないんだとは思いますが、でも、やっぱり全体としてという話でずっとPhase1、Phase2という全体として読み取っていく上で何か、これだけの答えでいいのかな、こういう願望だけで済むのかなということが正直なところ、私の疑問です。

木村 若干、本調査・本協議のスコープを超えてしまう部分もあるかとは思いますが、し

かし、全く触れないというわけでももちろんなくて、まさに最後のページの10-3のレコメ
ンデーションというところで、“operation with a single operator”という形で、今の規定の
もとではMRTJ g a ジャカルタ特別州の範囲内でやるものの、Phase2に広がるに及んでは
両横の州、西ジャワ州とバンテン州、そういったところとの調整も含めたことを検討すべ
きということを提言させていただいております。

谷本委員 提言ね。そこで今回はよいとしますかね。武貞さんはどうですか。作本さん
もぜひ。

武貞主査 逆に、そうであればPhase2の実現に向けて、こういう形で働きかけるとい
う積極的な部分というのができるのか、できないのか、もちろん、JICAの立場としてで
きる部分とできない部分というのがあると思いますけれども、そこをどうするのかなとい
うのは確かに気になるころではありました。今、お答えがあったように、そこで依然と
して働きかけていくということだとは思うんですけれども。

作本委員 最終的に助言の中に残すような形で、残し方を考えていけば相手方には伝わ
るんじゃないでしょうか。本来は先生がおっしゃるように、Phase1、Phase2を全体で考
えるべきはずのものですよね、考え方としては。だけれども、なかなかいかない場合には
相手方に提言の形で伝えればありがたいということで、残すようにいたしましょう。

谷本委員 そうしましょう。では、次にいきましょう。

武貞主査 いいですか。では、また、10番。

谷本委員 10番は両方を入れてくださいと。

武貞主査 11番、12番は私と谷本委員です。

谷本委員 同じことなんです。

武貞主査 同じことを言っていますが。

谷本委員 これは具体的に書いていただければ、Every timeって本当に読んでいて何だ
ろうなという、まさに日本語の直訳なんでしょうけれども、Appropriate timeもそういう
ふうな適正な時にと具体的に書かれたほうが、実施はまた実施としてなんですけれども。

武貞主査 私もこの回答の内容で了解いたしますので、それでは、13番、それから、
14番。まず、とりあえず13番のほうから。

作本委員 13番から。これは7章の中で、環境社会配慮という章でありますけれども、
同じことが3回か4回、繰り返されていますね。その仕組みが私自身、最初はよくわからな
かったこともありますが、最初にありそうであると言っていて、次には貧困者がいるとい

う断定になっていて、最後に移転対象が395世帯だと、何でこうやって読んでいるうちに事実が固まってくるのかなということがわからなかったんですけども、右のほうに説明があって、最初の段階の初期調査であると、後者はスコーピングとしてわかってきたことであるということできちんと整理されて、恐らく報告書を読んでいるだけでわからなかった私が悪いのかもしれませんが、そういう分け方がもしなされているのだったならば、表題にでも、これは初期調査結果であるとか、2番目はInventory結果であるというようなことで示されたら、これだけ調査によって結果が明らかになったということでプラスにも働くかと思しますので、そういうことで私の知識不足も含めて了解いたしました、13番は。

よろしいですか、14番のほうへ。14番は、これも同じような私の何カ所かにあらわれてくる記述の無理解があったのかもしれませんが、特に地下水のところでは水量変化の影響がないと、英文だったので私の読み間違いのようですけども、willじゃなくてwouldに直しますというようなこととか、あと、地下水量の影響が記載されていなかったということで表7.1-5ですけども、ここにはまた追加で記入してくれるということが書いてありますので、そういうことで先ほどと同じように、記述されている場所によって強弱が違うものですから、表現のところを何カ所か、気をつけていただけということで、よろしいんじゃないかと思えますけれども、今のところはこの文章で了解いたしました。14番は結構です。

あと、15番、よろしいですか。温暖化でありますけれども、これについては大気汚染状況全般的説明がほぼなかったんですね。それで、グリーンハウスというところもデータだけであって、それに関してこの表をどう見るのかという説明がなかったような気がいたしますので、それについて追加してくれるというようなこの回答で結構であります。ただ、最終的に残すかどうかはまた別問題でありますけれども、今のところでは追記しますということで、16番、これについては建設中の一時的な汚染可能性について、対策の有無が述べられていないということだったんですが、建設工事中の中でいろいろ予想されるかと思うんですけども、右のほうで現場事務所からの生活排水対策に言及していなかったというようなことが書いてあります。

ドラフトファイナルのほうの32ページ、Table7-1-26、環境マネジメントプランの中です、大気汚染の状況は少なかったと。回答のほうとしては、測定箇所における大気汚染状況の説明を報告書に追記するとなっているんですが、この地域というか、ジャカルタの

全般的な大気汚染の状況の説明が少なかったような気がするんですけども、何か、そのあたりは。

武貞主査 水質ですね。今、大気と。水質です。

作本委員 水質ですね、ごめんなさい。さっきのは大気で、16番のことは水質。これ以外に建設工事中で現場事務所から出る排出以外で水質汚染は考えられないですかね。何かないでしょうかね、他は予想される特別なものは、建設工事中に起こり得る。

谷本委員 ベントナイトは後で聞いていますけれども、ドリリング部分は、あと、油類か。化学物質は特にない、そんなにね。火薬も使わない。油類か。

作本委員 私のイメージでは後のほうの質問もあるんですが、このあたりはかなり土壌が汚れていて、水が常に入り込んでいたり、地盤が沈下していたりとか、塩水の問題が、場所が海から離れているということがありますけれども、水道栓をひねっても塩っぽい水しか出てこないとか、そんなイメージがあるんですけども、このあたり、魚市場なんかがありますよね。私はよく車で出かけていったんですけども、土も余りきれいじゃないような、そういうイメージを持っているんですけども、わかりました、16番は工事そのものから事務所以外、余り水質汚染は予想されないということですので、これはわかりました。ありがとうございます。16番。そういう意味です。

武貞主査 それでは、17番。

作本委員 17番は今、ちょっと申し上げたことなんですが、場所が海岸線から5キロメートル手前に入り込んだところの場所なので、塩分濃度は余り影響ないだろうなんていうようなことが記述されておりますけれども、このあたりはいかがなんでしょうか、私もコタあたりでどこをひねっても、水でも塩辛いような、ねばねばしたような水しか出ない。

谷本委員 かなり塩水は浸透しているでしょう。

武貞主査 構造物に影響がありますか。

谷本委員 錆る。

作本委員 そういう意味で、こちらの塩分濃度が有害なのかどうかというのは、人体にとっては有害なのかもしれませんけれども、こういう腐植その他でどういう影響があるのか、わかりませんが、ただ、そういう調査も必要でないのかなということが、結局、気になるんですけども、どうでしょうか、余り塩分は直接はかかりませんか、この事業には、腐食だとか。

谷本委員 一つ調査団にお願いなんですけれども、調べてほしいこと、水質がここまで

悪いと、それから、塩水、海水というか、その浸入、浸透もある、エントラッションもある、そこで、コンクリートを使う、さらに金属、鉄筋等を使うとすると錆ますよね。静電気というか、あれが、その辺で構造物に対する影響というのはかなりあり得るんじゃないかな。この辺、耐久性の話をして、これはどうだろうか。これを書くかどうかは別として気になる話として。

武貞主査 今、もし何かお答えいただける部分があれば。

作本委員 このあたりは水道の蛇口をひねっても、ねばねばした水が出てくるんですね。

谷本委員 静電気を起こさんようにするというのが一つのやり方。

小泉 いわゆる土木構造物ということで、コンクリートの塩害対策、そういうところは当然、対象が予測される場所については考慮に入れると、それはもうごく当たり前のこととしてやっていくので。

谷本委員 では、いいでしょう。気になるところでね、では、どうぞ。

作本委員 次は18番になりますけれども、これは騒音対策で確かジャカルタの騒音基準を今度の新しい場所に適用すると、援用するというような記述になっていますが、ジャカルタ当局との話がついていきますかということで、既に確認・同意を得ていますというような記述になっていますのでよろしいかと思います。あと、次の説明されている4行というのは、騒音対策は防音壁とかを使いながら、前後、気をつけてやるのが普通ですというような当然のような質問に対する答えが示されていますから、そこはこれでよろしいかと思っています。

すみません、では、次のページ、よろしいですか、19番にいきますが、これは表の説明の中でN.d.というのはnot detectedの意味なんですね。普通はノーデータというのをNDで書いていますから、注の中でN.d.が未検出だということから数値が0だったと、きれいだったという意味で使われているんでしょうけれども、ただ、数値を改めた表が今、ここへ出てきているということと、あと、もう一つは文中の中にmostというほとんど汚れていないというような表現があったんですけれども、今、ここに示された表を見ると、銅、ニッケル、カドミウム、亜鉛、クロムがありますね。これらを除き、基準値を超えていないというんですが、今、改めていただいた右ページの表を見ますと、今の示された銅、ニッケル以下もほぼ基準値を超えていないですね。そうすると、すべてのこういう金属類について基準値を超えていないという、大腸菌はもちろん別ですけれども、そういう文章の流れでよろしいわけですね。

東中川 そうですね。これで基準値について確認したところ、お恥ずかしい話なんですけれども、基準値に誤りがあったので修正したのです。

作本委員 何か1けたぐらい違うんですね。

東中川 インドネシアの溶出基準をもとに比較するという事です。

作本委員 コンバットポイントを間違えたわけじゃないですよ。工営さんだったらインドネシア語も得意ですものね。

東中川 そうではないんですけれども、溶出基準のスタンダードを比較するという事で修正しました。

作本委員 そうですか、適用する基準を。わかりました。そうすると、今、この右側の表の数値が正しいんだとすると、mostというのはむしろ正しいということになりますね。ほとんどにおいてというか、ほぼすべてにおいて基準値を超えていないという汚染状況で、そう理解してよろしいわけですね。

東中川 はい、そういう理解です。

作本委員 わかりました。では、この新しい表はもちろん差しかえるか何かになりますよね。

東中川 報告書で差しかえさせていただきます。

作本委員 わかりました。あと、no detectedというのは普通はこういう表現ですか。NDというと僕らは統計データだったらデータがなしというか、わかりませんというのと、この表でもN.d.が余りに数があるので、no detectedなのか、ノーデータなのかで、下のほうにはwhich is belowで説明まで書いてありますから、データがないんじゃないかと数値が出なかったということで、そういうことです。

東中川 測定した結果がminimum detection levelの下の値だったので、こういうふうに記載させていただきました。

作本委員 普通はこのN.d.を使うものですか、no detectedという。普通はこのN.d.をあてるものですか。

東中川 ここは確認して記載するようにします。

作本委員 わかりました。それでしたら、この表現については私も理解いたしました。19番は右の表で差しかえるということで理解はわかります。mostはそのまま残すということで。

あと、ブカシ通りの市の東のほうに工場地域があると、重要な指摘として、こちらのほ

うの土壌汚染とか何か、気をつけなければいけないというようなことが指摘されておりま
すけれども、これは何かどこかに、右のほうにも同じようにまた注意されていますけれど
も、どこかにあらわれる形ですか。記述としては今の報告書も残るということで。

東中川 東側に工場地域があるんです。今回、3地点だけの測定になるので、今後のエ
ンジニアリングサービス時点での調査というのは必要になるかというふうに考えていまし
て、東側に工場があるので汚染されている可能性はあるということは、残したほうがいい
のかなと思っているんですが。

作本委員 よろしいと思いますね、そこは何か注意を喚起する意味で。わかりました。
ありがとうございます。では、そこで考えます。終わりました、19番は。ありがとうございます。

谷本委員 20番も今、作本委員の19番と同じで了解しています。わかりました。

武貞主査 それでは、21番。

谷本委員 21番の質問は、同じ地盤沈下ということに関して、2つの見方ができるとい
うことですね。ですから、工事をやることによって地盤沈下を促進するというか、そうい
う危険性、もう一つは地盤沈下ということで工事に影響が出てくるんじゃないか。この2
つの見方をきちんとしておいてほしいということで、ここに書いています、質問をしまし
た、コメント。ですから、防止策をとられますということですね。両方とも答えは防止策
なんですかね。だから、周辺に対してどういうふうなことをやられるかというのがここで
一つ課題として。

中田 周辺の建物につきましては設計段階で建物調査にて沈下はないという前提なん
ですが、基準をはかっておきます。測量をかけます。工事が終わった後に沈下していないか、
もう一度、測量をかけて工事による影響がないかというのを確認します。

谷本委員 あとは、ちょっと離れたところで、工事とは関係ないところで比較対象のあ
れもっておいておかれたらというか、全体の地盤というか。

中田 詳細につきましては、多分、設計段階で行われていくので、通常は。

谷本委員 やってください。これは結構です。

武貞主査 それでは、22番。

谷本委員 ここは廃棄物の処理、どう処理されますかということで、ジャカルタのごみ
はどこへ持っていつているんですか、今は。

早川 一部、DKI内にもありますし、ブカシのほうに持っていつているやつも。

谷本委員 そこで、だから、有害なものは出ないから、そこに持って行って処理をする、どうしても現場処理できないものは、という理解でいいんですね。ブカシのほうだって容量の問題はある、大丈夫ですね。

早川 そこは随時、新しいところを開発してという流れですね。

谷本委員 タンゲランはだめでしょうか、あっちのほうは住民が騒いだから。

早川 計画はあります。

谷本委員 ここは、あとは水の問題という水分の多いやつは、処理をきちんとしてほしいというわけですね。やっぱり、町の中を走りますから。22番、結構です。

次は、これも答えとしては非常に優等生の答えなんですけれども、どこから持ってくるか、目処はあるんですか。例えば南北線はどういうふうに考えているのかわかりますかね、今。要するに契約ベースでどこから持ってきてもいいと。そこまでは言い過ぎか、それは。

中田 持ってくる場所については、発注者がここというふうに決められない部分がある、限界がありますよね、ということですよ。なので、ちょっと。

谷本委員 あのあたりだったら、どこから持ってきているんだろう。

中田 他のインドネシアの案件で、ここから持ってきたという実績はありますか。

清水 インドネシアは覚えていないんですけども、ネパールについては知っています

中田 いや、インドネシアにおいて。インドネシアにおいてはわからないということでもいいですかね。

谷本委員 ビンタンあたりから持ってくるんじゃないかな。採石場。バングラデシュでジャムナ橋という大きな橋をつくった時のあれが実はビンタン島からバージで運んだのね、驚かれるでしょうけれども、本当に山を崩して。

小泉 シンガポールあたりですとビンタン島からで。

作本委員 国土が広がっているのはみんなビンタンなんですね。

谷本委員 そうなの、シンガポールもそうなんだね。

中田 骨材業者を探してきて、骨材業者がどこからとってきているまでは、コントラクターもわからない部分が出てくる。そういうことですよ。骨材を売っている会社に当たらないとわからないということですよ。

谷本委員 それで納得できますか。

武貞主査 いや、微妙な感じですよ、そう言われてしまうと。

谷本委員 他の事業でいろいろと我々はこのところ、口に出しているんですよ。ご記憶だと思うんですけども。やっぱり、むやみやたらに山を削ってもらったら困ると、まさにそこに希少種がというか、まさにそういう話。それから、そこで住民移転とか、あるいは水を汚染してもらったら困るとかというふうなところで、結構、口を出してきていますから、今回は実はこれを読んでいて、書いてない、どうしようかと思って、本当に初めて7-24ページで行き当たったものですからコメントしたんですけども、これはやっぱり考えてほしいということで、必要だね、対応をとということで、では、次をどうぞ。

武貞主査 24番はお答えいただいた通りだろうと思います。表のモニタリングのTableはby the contractorということで、コントラクターがやる範囲ということで明確に書かれているので、そういうことだろうと。実際には事後評価の時にやるモニタリングは別の話ですよということですよ。お答えで了解いたしました。

25番。

作本委員 25番と26番。25番は貧困者がいるというような指摘が書かれていたり、パーセンテージ等が示されているんですけども、この場合に貧困の判断基準だとか、あるいは貧困の定義はどうなっているんですかというような質問に対して、ジャカルタ特別州の最低賃金、これを参照されましたということが出ています。ですから、129万ルピアですか、大体1万3,000円ぐらいになるんでしょうかね、今。これが最低賃金だということで示されました。説明はこの通りでわかりやすいかと思います。ただ、世銀とか、いろんなところで貧困の考え方、基準を出していますし、インドネシアのBPSという中央統計局が地方まで調査してデータを出していますので、それには当たったのかなということをちょっと気になっておりましたから、一番地元のところのデータにあたられたということで、方法については理解いたしました。ただ、テーマ自体が貧困ということはどうやって考えながら、皆さん方はお仕事をされたかということ整理するために残すかどうか、また、考えさせてください。

中田 ちなみに補足なのですが、統計局のデータ。

作本委員 持っておられます、中央統計局のジャカルタ版とか。

清水 調べたところ、ジャカルタではポバティラインというのが35万ルピー。

作本委員 35万ですか、今。

清水 全国平均はそれより全然低いんです。

作本委員 全国で今、幾らぐらいですか。もし大ざっぱでもわかれば。

清水 27万ルピーぐらい。すみません、はっきり覚えていないんですけども、ジャカルタが一番高かった。35.5万ルピーぐらい。

作本委員 そうですか。どうもありがとうございます。そういうことで、今のことはお話しした通りであります。

26番のほう。これも貧困者とか社会配慮なんですけれども、MRTの料金決定に当たって現地の利用者層だとか、あるいは所得構造だとか、そういうものを調べておられますかということで、当然のように恐らく収益を上げるためにも計算されていると思いますけれども、一応、3,500ルピア均一ということを考えておられるという、この回答でよろしいかと思います。ただ、私どもが助言の時に、こういう配慮されましたかというようなことを残すべきかどうか、皆様方が既に考えられていることと字面にあらわれていることの間であれをやる・やらないといったことがありますから残すかどうか、別に考えさせてください。26はそれで結構です。

武貞主査 27番はデータの確認でしたので、いただいた回答で了解です。

それから、28番はこれも環境モニタリングのところで、移転者の生活再建状況のモニタリングということで、移転後から供用後1年間までの数年間、イメージというか、スケジュール的には移転するタイミングと供用開始までは何年ぐらいの感じなんですか。

小泉 ざくっと申し上げますと4年程度。つまり、移転してから工事に入って、当然、工事期間が一定期間ございますけれども、供用開始という形になりますので、数年間という形にしていますけれども。

武貞主査 それにプラス供用後の1年間が入って、大体4年から5年ぐらいを今のところ、検討しているという理解でよろしいですか。

小泉 イメージとしてそのようにとらえていただければと思います。

武貞主査 すみません、事後評価はどのタイミングで入ることになるんですか、実際には。

小泉 事後評価は一般的に供用開始から2年ないし3年程度。

木村 事業完了後2年。

武貞主査 2年ででしたっけ。ということは、そうすると事後評価のところまでいくと、移転して6年、7年ぐらいまで、一応、カバーできるかなというイメージですか。わかりました。また、後のほうで出てくる話とも関連するので、とりあえず、ここはこれでわかりました。ありがとうございます。

29番も私ですが、29番も基本的には細かい点でしたけれども、確認ですので、いただいた回答で了解しました。

それで、30番から4つほど松行委員の質問が続きますので、まず、30番は移転補償計画のほうはPhase1のみ対象ですよという。

谷本委員 いいですね、これはいいでしょう。

武貞主査 これはもう了解だと思います。

それから、2つ目、31番は中央ジャカルタでアンケート対象になった世帯数が27という、途中で21というふうになるけれども、という質問です。

谷本委員 答える人がいなかったということだな。

武貞主査 これは移転対象者を低減する目的で線形を調整した結果、実際に減ったからですというお答え。

谷本委員 これはいいでしょう。

武貞主査 問題ないと思います。

32番、移転対象住民で非正規住民はいるのか、いたとしたら、彼らへの補償の取り扱いはどうなるのか。いただいたお答えが、非正規住民としては確認できておりませんが、土地に関する正規な権利書を保有していない人はいると、JICAガイドラインにのっとりて取り扱う予定ですと。

谷本委員 これは調べてもらう、今後、やっぱり。

武貞主査 今、もう確定しているんですけど。どのくらいの人が土地の正規の権利書を保有していないとかいうのは、わかっているんですけど。

東中川 それは把握しています。ただ、本当に正規の権利書を持っていない者たちというのは、非正規住民でないと言えるかどうかというところは、はっきりしないところがあるのです。ですが、土地の権利書を持っていない人と土地の権利書を持っている者との数というのは把握しています。

武貞主査 それは具体的にレポートに出てきていましたっけ、既に。

東中川 全体の人数としては出てきている状況です。

作本委員 例えば登記していないというか、そういう人たちの数を出してしまうことは、何かいろんな意味で差しさわりは大きいでしょうか。報告書に書いてしまう、何件かがまだ未登記でというような、そんなことを書いてしまうと、あと、いろいろ難しさというか、そういうことが出てきますか、仕事を進めるとするか、土地買収の上で、補償の場合。

中田 レポートをつくった現時点では、この数字というふうにはかならないと。実際、そういう補償対象というのは、また……。

作本委員 実際はまた別ですよ。この段階です。

中田 だから、報告書が完成する時点においては、この数字という数字にしか、そのデータでしかないということですね。

作本委員 数字はとらなくても十分読んで、十分読み込む必要はないんですけども、そちらのほうで数字は出ているんですけど、印刷途中までしかですか。

谷本委員 その前に、作本委員、すみません、ちょっとインターラプションしています。報告書の7-41ページのLARAPのスケジュールがあるんですよ。ここでワークアイテムメイと始まっている、これは何年の今から。これは2012年5月からLARAPを始めますという理解でいいんですかね。このTable7.2-1。スケジュールワーとなっているんですけども、これは、これからやるということですか。どうなっている、これは。年と入っていないので、私も。

中田 今回の調査での実績になりますので。

谷本委員 済んだことですね。

小泉 はい、2011年ということですよ。

谷本委員 11年かな。だから、ここのレポートの。ということは、ほとんど作業は終わっちゃっているよね。そういうことなんですね。だから、ほとんどのデータは少なくとも、ですから、松行さんの質問、32番はかなり数字が出ているという理解になるんでしょう、じゃないのかな。そこが、結局、松行さんの根本の質問だと思う。どうなの。

小泉 先ほど申し上げました通り、正規か、非正規かというのは、政府としての判断はいろいろあるかと思いますが、私どもでこの人は非正規と判断するのはちょっと難しいかと思うんですね。ただ、土地の権利書を持っているかどうかというのは事実、確認しております。ただ、持っていないから非正規ですと言えるかどうかというのは、ご承知のようにカンボジアとかでもありましたけれども、非常に大きな議論を呼ぶものですので、そのため、非正規住民としての確認というのは、行っていないという回答をさせていただきました。

作本委員 権利書を何通もということがありますからね。

小泉 というのもありますし、権利書を出していないけれども、お金を払っているんだというようなケースがありますので、この点はかなりセンシティブな問題になります。

谷本委員 間借りをしているような、あるいは固定のベンダーみたいな形で。

武貞主査 その前提で数字って今はわかりますか。ごめんなさい。ページ数で言っていただけでも。

東中川 ページ7-48のTable7.2-3にリストとして載っているんですけども、ただ、ここで正規か、権利書を持っていない者も含めて載せています。

小泉 今の質問は権利書を持っている人は何名か、把握していますか、把握していれば教えてください。

東中川 それは、今の段階でははっきりわかりません。

小泉 手元にはない。すみません、今、手元には用意していないのですが、それは確認しております。

武貞主査 わかりました。もし、すぐわかるようであれば、多分、それもお知らせいただいたほうがメール審議の時に楽になるかなという気がしますので、もし可能であればお願いします。

作本委員 今のことは、数字としてはある意味でとても大事な部分ですよね。権利書の有無という判断基準はそちらへお任せしたいと思うんですけども、この段階では大体、どのくらいのいわゆる非正規の人たちがいるのかという数字が出るか、出ないかということ、ただ、これがドラフトファイナルの段階で、先ほどご質問がありましたけれども、ここに、今、記入することはどういう意味合いを持つんですかね。それも含めて、ドラフトファイナルの流れの中で、今、このドラフトファイナルにある意味では基本的な数値を入れ込むということは、単に調査を補完してくださいというだけで済むことなんでしょうかね。

谷本委員 それで相手と協議してファイナル化して、次にサービスというか、その時にやるかどうか、きちんと対応するかどうか。しなくていいんだったら、例えばコンストラクションの間でやれるんだったらいいし、ESローンの間で何らかのアクションをとられるんだったら……。

作本委員 では、検討の余地はこれからまだ随分残っているということで、問題が大きいテーマですから。

谷本委員 もう一つ、すみません、せっかくここは重要なので、32の松行さんの質問を酌み取ってみると、これはPhase1だけに限定するという、あるいはPhase2まで全体を。

小泉 今回の対象はあくまでPhase1ですので、Phase1について事業実施の際にもらうと。

谷本委員 Phase1についてのみということね。Phase2は後ですよと。

小泉 それはまた、その時に。

谷本委員 その時にという処理ですね。だから、あくまでここは言葉を入れるとすれば、Phase1においてということですね。Phase1のポーションにおいてということですね。

作本委員 そのあたりは、確認できておりませんがというような表現じゃなくて、土地に関する権利書を持っているか、持っていないかの判断に基づくと約何名であるとか、およそこうであるという、そういう回答のほうがよろしいですね。今、この段階まできていますと。

谷本委員 相手に対してもね、インドネシア側も。

作本委員 英語が何かで読まれることがあるんでしょうから、それを前提に考えると、しかも、今のPhase1に限ってというような、についてはというような形で入れた上で、Phase2について入れるか、入れないか、わかりませんが、そういう形の限定をつけて、これは特に英語になるわけじゃありませんよね。これ自体が訳されるわけじゃないから、ただ、ドラフトファイナルの中で生きるかどうかですよ。

小泉 この回答自身がということではないですが。

作本委員 ただ、私自身は非正規住民のことは大事だと思うし、早い時点で指摘だけはしておかない我々も好ましくないと思いますから、あと、どのくらいいるのかということもできるだけ早い時期に示してもらおうというのも、我々のスタンスでなければいけないことですから。

谷本委員 もう一つ、カットオブデットはもう出ているんですか。これはまだ先の話になる。

中田 まだ案なので、それを執行するのはまだまだ先。

谷本委員 だから、案としては出しているけれども。

中田 案としては先方に提出していると。それを先方がもって、いつやるというのはこれからですね。

谷本委員 それは当然。案としては出している。

武貞主査 それでは、32番はまた多分、松行委員本人の確認も必要になると思いますので、残す方向でまた考えていきたいとします。

それから、33番ですが。

谷本委員 これはこれでいいでしょう。

武貞主査 これはLARAPの記載の話ですから。

谷本委員 ガイドラインもあるんだから、これはこれでいいんですね。

武貞主査 それから、次の私の34番ですが、一つは移転住民の生活再建は結構時間がかかることが多いので、できるだけ、誰が責任を持って、もしくは主体になってモニタリングなり、評価をしていくのかというのは、もちろん場所や地域によって変わってき得るので、そこは最適な方法を考えていただければいいんですが、できるだけ継続的に移転住民の生活をモニタリングもしくは評価していけるような体制を何らかの形でつくってほしいということ、ぜひ、インドネシア側には申し入れていただきたいなという気がしております。

この紙を出した時点で言っていなかった質問というか、ここ数日、考えていて思いついたことが一つあるんですが、今回、いただいた回答の中で鉄道事業とか、結構、移転の問題で事業がなかなか進捗していなかったりというようなことがあるんですけども、過去の同種事業の移転の経験というのを踏まえて、今回のLARAPの中でこういうふうに対処したというようなところというのは、例えばあたりしましたでしょうか。すみません、事前に出していなかった質問なので申しわけないんですが、今、おわかりになる範囲で。

小泉 やはり、基本的な方針として可能な限り、移転対象家屋数を小さくすると。これは特に鉄道に限った話ではないですけども、それに関してかなり意識をしているというのがございます。

武貞主査 むしろ、計画としてはある程度、数も絞って、こういう移転の方法でという計画があっても、過去の事業も例えばそういう計画はあったんだけども、そのインプリメンテーションがうまくいっていない部分が例えばあたりするとか、関係機関の連携がうまくいっていない部分があたりすると、そういったことについては、何か今回のLARAPをつくる上で留意された部分とかというのはあたりしますか。

小泉 具体的なところということではないのですが、JICAの環境ガイドラインが2004年から適用されているということで、それに沿って対応してきているということが一番大きいのかなと考えています。

作本委員 恐らくJICAさんがかかわると、こういうプログラムはかなりよく進められると思いますよ。インドネシア側も尊重していることだし、ただ、私はシドアルジョと

いう2006年に起こった泥火山、あれを何度も書いていろいろPRしてきたんですけども、とにかく大統領が入っても賠償も払われない、賠償を払うといたら頭金の2割が払われたか、払われないかわからない、移転先のキャンプ村で人々はずっとまだそこで何年も過ごしているというのが現状ですから、相手国政府、ちょっと失礼ですけども、インドネシア政府に任せてしまうと補償されるものも補償されないというようなことがありますので、JICAさんの影響というか、発言というのは大きいと思います。

武貞主査 特に用地取得と住民移転が懸案事項でなかなか進まないという認識もお持ちのようですから、その部分で今回のインプリメンテーション、計画自体は非常に詰められているなど、Inventoryもかなり進んでおられるので、移転計画自体としてはいいなと思いながら見ているんですけども、一方で、それをインプリメンテーションに移していく時に、どのくらい過去の経験も踏まえて担保できていくのかなというところが若干、後になって気になってきまして、今、聞かせていただいているんですけども。

早川 冒頭の谷本先生のところにも戻ってしまうかもしれませんが、今回については事業実施主体としてDKIの役割が非常に大きいですが、用地取得、住民移転の実施主体ともある意味、一致する部分がありますので、コーディネーションとか、あるいはモチベーションといいますか、そういうところはよりとりやすくなっているかなというふうに思っています。

谷本委員 今の説明はそれでいいかな。基本的に地方政府でしょうが、だから、カンブバンはどうなりましたか。まだ、動いていない。あそこ、西線と東線はつながっていない。もう30年、20年。

中田 国鉄の話ですか。

谷本委員 あそこが本当にボトルネックになっていて、ある面で環状化する上での。中央線はコタに入っちゃうから。

小泉 まだですね。

谷本委員 まだでしょう。だから、最初にそういう質問をした。だから、相当に性根を入れてやっていただかないと、JICAにじゃなくて私は本当にインドネシア側にあるけれども、性根を入れてやっていかないと進まないと思いますよ、これは。ですから、土地収用、住民移転というものを本当にインドネシアの政府の人たちがDKIの人たちを含めて、本当にどういうふうに対応をきちんと対応しているか。ですから、私は先ほど言いましたように、やりたい願望とやるということの乖離のあれを今までも物すごく遠かったと思う、

やりたいということとやるということ。

今、強制はできないんだから、でしょう、ですから、どう折り合うかというのは、折り合うほうは政府のほうがちっとやっていくしかないです。次の市場の、既に済んだ話ですけれども、市場価格にするのか、税金のほうの価格にするのか。恐らく1けた、2けた以上、数字が違ってくると思う、こんなの、収用の価格が。ここだって本当にきちんとインドネシアが政府としてどう対応するかという、どう働きかけるかというかだと思えますね。すみません、ちょっと横にいきましたけれども。

武貞主査 34番、ですから、いただいている回答の部分と、それから、事前には出していなくて申しわけなかったんですが、計画を実施していく段階で、過去と同じような失敗が起きないようにという趣旨のことを何らかの形でインドネシア側にきっちりと申し入れるなり、共通理解を持ってもらうというような形の助言を少し残したいなと今は思っています。また、後で考えたいと思えますけれども、それでは、35番になりますけれども。

作本委員 35番、BLPHDはミスタイプじゃないかと思ったものですから、修正されていますので、35番は結構です。

武貞主査 ありがとうございます。

続きまして36番。

谷本委員 これも根本です。私の常の疑問です。30円、40円の料金で本当にいいのかということ。これは答えはないでしょう。答えはないと思っていますけれども、数字は全体でPhase1、Phase2で100万人ですか。そんなに乗るのかなと思ながら本当に。初乗り30円でしょう。

作本委員 30円ぐらいで回収できますかね。

谷本委員 だから、FIRRがマイナス何ぼになっちゃうんですね。バンコクは幾らですか、初乗りは。

小泉 10パーツだったと思いますが。

谷本委員 10パーツだから30円か。ニューデリーは。

小泉 ニューデリーは確かあれが15円ぐらいです、今は。

谷本委員 こんなものなのか。あとはもう税金でまかなう。

作本委員 物価が上がれば、今、急速なインフレ状態ですから上がっていけば、こっちも上がるんでしょうけれども、30円で大丈夫かな、回収できるかなということ。

谷本委員 回収はできないですよ。だから、それですつといろいろ質問を私はしてい

るんですけれども、36番は100万人が乗ってくれると、希望として、その根本ですね。

37番は電気、ですから、これも皆さん方に、インドネシア担当課の方々は重々わかっておられると思います。ジャワ・バリ系統は大変だということですよ。そこで、やっぱり電気を定常的に夜中だって電気を通してしているわけだから、1%、2%を無視できないということですね。ですから、インドネシア担当課としてこれは本当に肝に銘じておいてください。それで、こういうふうな質問をしました。

それから、38番はそれこそ中央線は高架でAutomatic Fare Collectionを入れましたけれども、全く使われなかったという、やっぱり、これはJICA、昔のJBIC、OECFのすごい損失がありますから、過去の経緯が、ですから、私はきちんとそれを踏まえた上でやってくださいということです。何度も私はガンピールからバンドウに通いましたけれども、みんな、乗り越えていますからね、ですから、ここでバスのほうのことをおっしゃっていますけれども、これは記録に残りますから、差別発言を本当にあえてしますけれども、客層が違いますよね。これはやっぱり考えていただくべきことだと思います。鉄道に乗るお客さんとスリーワンのところのバスが、違うんじゃないかなと思いますよ。ですから、地下鉄はどうなんでしょうかと。そういう面で、この質問をしました。ですから、過去のことをきちんと振り返ってほしいと。お願いします。それから、いいですか、主査。

武貞主査 39番、お願いします。

谷本委員 39は、これは、ですから、入っておりませんと。ですから、入っていない状況で計画をしておりますと、算出をしていますということですね。ですから、こういうものがきちんと整備されていけば、Intermodal Transferの施設が整備されていけばお客さんも増えるでしょうと、ですから、料金収入も上がりますと、経済性も高まりますと。それは、これで結構です。確認しました。

作本委員 次のページに移る前に谷本さんの37番の1~2%の質問があったんですけれども、電力源は確保できるんですか。東西と南北を一遍に、今、あちこちでジャカルタは電力需要が高まっていますよね。あちらこちらでまた、石炭での火力等での供給も増やしておると思うんですけれども、これだけ電車を走らせようとするとかかなり電力を食うわけですよ。安定的な供給はできるんですか。ここはもちろん、第一次電源とか、何か、こういうのは書かれておるような気がするんですけれども、最近、もちろん、よりよくなって停電はなくなりましたけれども、電車となれば必要でしょうか。

中田 全体の中の必要電力を換算した割合がこの数値であって、できますかという話

は……。

谷本委員 だから、一方で、火力発電所増設だというか、新設だと、ここの全体会であれしましたでしょう。あっちでは足りない、足りない、何とかつくらなければいかんと、石油は足りないんだから石炭炊きだと、そのためのすごいハイテクをというか、スーパーハイテクをということですよ。そっちがあるとすれば、こちらは需要側として。だけれども、我々が聞いていると、一方で電力のほうの話があって、こっちは電力を使うんだよなど。それで、本当に大丈夫かなとって、やっぱり、それは。ですから、早川課長のほうの回答を。

早川 全国レベルで見ると、数字を今ははっきりと申し上げられないのですが、それこそ8%とか9%ぐらいの伸びで電力需要が伸びていますので。

作本委員 伸びている、スタートランをつくっておられますよね。

早川 はい。ですので、そういう面では追いかけこのところはあるわけです。その中、全体の中の1%なんですけれども、逆に言うと、それ以上の伸びがどんどん増えている、それを追いかけるために供給能力をどんどん増やしているという、そういう状況ですね。

小泉 もう一つ申し上げますと、消費エネルギーという観点からした場合に、公共交通にシフトさせるほうが間違いなく効率性が高まりますので、逆に、それがゆえに鉄道をつくらないという選択肢はとるべきでないと思うんですが。

谷本委員 だから、それは否定しない。それはおっしゃる通り、我々は理解しています。ただ、要するにジャワ・バリ系統は特に大変だというのが一つの売りとして、物すごいアドバルーンが上がっているわけですよ。それに対して鉄道をやっていかねばならないということはわかりますけれども、何かあった時に、そこのところがあるんです。

武貞主査 ありがとうございます。

それでは、次は40番、谷本委員。

谷本委員 最後のところ、ここは、だから、On-grantingというのはグラントで出されますと。そこから、その前にちょっと整理しましょう。建設のコストはJICAから大蔵省に行って、そこからどこへ行くんですか。陸運総局ならぬ、今は鉄道総局か、そこに行く。

木村 そのままDKIに。

谷本委員 DKIにOn-grantingされる。だから、地方交付金。だから、つくられたものはDKIの資産になる。それを運営会社が契約のもとで使わせてもらう。その契約がどうなるかというのは、これから詰めていくということですね。

木村 今のところ、MRTJというのが運営をやることになっています。

谷本委員 では、それで、そういうことでイニシャルコストはDKIが会社のほうに出す。会社のほうも一部は負担する。彼らは負担しないんですか。

中田 どのコストになりますかね。

谷本委員 それは、このイニシャルコスト。

中田 イニシャルコストですか。イニシャルコストについては……。

谷本委員 建設費用。

木村 建設分はDKIからになります。MRTJからではありません。

谷本委員 だから、会社は一切負担しない。

木村 初期はしません。

谷本委員 しないし、グラントされるから、入るんだから、DKIも返さない、中央政府に、グラントだから。

早川 42%がグラントということで、中央政府からDKIのほうにグラントが渡されて、それで58%が融資として転貸ですね。

谷本委員 転貸も残るわけ。

早川 ですので、ミックスした形になります。

谷本委員 ミックスになっているわけ。

早川 ですので、On-grantingの部分はそのまま地方交付税交付金みたいな形で使って。

谷本委員 でも、貸付金がある。

早川 それはまた、将来、中央に戻す形になります。

谷本委員 では、このオペレーションカンパニーは、将来的に一切、基本的にはDKIやね、親元はね。さらに上に中央政府がある。オペレーションをやっている段階では、そうすると、お金は契約で何ぼ払いなさいというあれだけで、基本的に料金収入とか、そういうふうに関係なしにお金を払う。そういう形になるのかな。

木村 MRTJがですか。お金の出元はDKIになります。

谷本委員 それは借りるんじゃないのかな。

木村 部分的には借ります。

谷本委員 借入れもあり、部分的には出資もしてもらおう。

木村 DKIがです。

谷本委員 大株主さんやからね。では、借入金もある。

木村 あります。

谷本委員 それは返さなければいかん。金利も払うのか。では、借り入れて料金収入などから払っていく。

木村 運賃収入が今のところはベースの収入になります。

谷本委員 赤字を出したら、また、助けてくださいとDKIにお願いするか、民間銀行からでも借りるか、まさにそういうやつだね。そうすると、次のFの問題ですね、FIRR。この財務分析の結果、マイナス7.7というのはどう理解したらいいんですか。

木村 まず、これはプロジェクト全体のFIRRということになりまして、まず、世界中の同様の鉄道事業における一般論ですけれども、運賃収入だけが収入源だと、高いFIRRというのは立ちませんので、特別にこの事業だけが悪いというふうには見ておりません。ここから派生する運賃外収入からの収入が増えて、財務状況が改善していくということが、鉄道ビジネスの一般論、鉄道会社のビジネスモデルになっております。

谷本委員 それはわかります。このマイナス7.7となったのは、結局、料金だけですか、収入は、他は入っていないでしょう。

木村 今の計算上は入れてございません。

谷本委員 久しくこういうのをやっていないから。収入、オフレールビジネス。物すごく小さい意味での鉄道事業としてのあれですよ、ここでのインフローはね。不動産開発をやるわけじゃないし、せいぜい、キオスクをつくって、こんなものですよ。マイナス7.7、別に数字にこだわるあれはないんですけれども、やりますかという、本当にやりますか。だから、国としての話ですと、だから、エコノミックレート・オブ・リターンで勝負しますと、財務分析のほうはみんなで目をつぶりましょうということですね。

小泉 計算をどのようにするかという、その前提にもよるかと思しますので、当然、コストの縮減とか、そういうところはまた別途、議論していくものですが、この事業としての妥当性というのはFがマイナスであって、やるべきだというのが我々の考えているところです。

谷本委員 Fがマイナスでやっぱり7.7って、結構、目立つよね。大きいでしょう。

小泉 やはり、固定資産といいますが、その部分をFの計算の時にすべて計上して、それを運賃収入だけで回収するというモデルでよいのかどうかということだと思っただいよね。

谷本委員 だから、私はここで別に何%、それで上がるか、恐らく1%か2%しか上から

ないでしょうけれども、やっぱり料金体系だと思っている、これは根本は。それも20円か30円か知りませんが、そういうので本当にいいんですかという、ですから、それではないと乗ってくれないんでしょうという、一つは皆さん方は反論するんでしょうね。

小泉 実は料金と需要に関する感度分析というのをやっておりまして、それで申し上げますと、今より若干料金を上げたほうが乗客数は減りますけれども、トータルの収入は大きくなるという試算は出しております。ただ、それでも余り顕著に大きくなるということではございませんので、今の料金水準は先ほどのバス、BRTをある程度、念頭に置いて、それで乗客数のほうをそれなりの数になるようにということで弾いています。

谷本委員 それは結構なんです。当然ながら、そこから乗り換えてほしいと、バスのほうとか、そういうふうなあれから出されるのはわかるんですけども、要するに工事の費用そのものはほとんど極論すれば、インターナショナルプライスでしょう、コストのほうは。収入のほうはジャカルタプライスでしょう。ジャカルタはインターナショナルシティだといっても、そこはやっぱり大きい。作本さん、笑われるけれども、そうですね。大きな乖離があるとマイナスになるんですよ。だから、我々は納得しますけれども、本当にマイナス何ぼと出た時に、一般の人たちはどう思うんだろうなと思って、別に鉛筆をなめなさいと、横棒、縦棒を1本入れなさいと、そんなばかなことは言いませんけれども、そういう話じゃないけれども。

小泉 ちょっと余談になりますけれども、インドのデリーに空港アクセス鉄道というのが最近オープンしまして、これはPPPで行われることになっているんですね。他のは、円借款等を使って整備しているんですけども、先ほど申し上げましたインドのデリーの料金体系というのは大体10ルピーですが、その程度、基本は。対してアクセス鉄道は100何ぼという高い値段を出しています。

谷本委員 特殊な客だけを狙おうという。

小泉 まさにインターナショナルプライスでも十分ということで、ただ、現実的にはお客さんは全然乗っていませんというような状況になっているそうです。

谷本委員 バスで行くんやろう。

小泉 バスなのか、あるいはそういう国際旅客の人はタクシーに乗っちゃうとかですの、なかなか、料金水準は本当に難しい点が世界的にあるようですよ。

木村 これは環境社会配慮という観点からは若干それるものの、ご指摘の点は非常に重要なこととして、実はこの調査をもとにした先方政府との協議の中では、このマイナス

7.7という数字に当然ながら驚かれるということがございます。そこは先ほど小泉のほうから申し上げましたけれども、どういう前提を置いたかを、今、丁寧に説明しており、ただ、見せ方としてマイナス7.7だけが先にきてしまいますと、本当にこれはいいのかという議論が当然起こり得ます。そこは収入でどういったことを前提にしたか、あるいは運賃をどう設定したか、需要予測をどういうふうに見ているのか、そういったことを今、丁寧に説明していているところです。

作本委員 これだけの説明以外にもあるわけですね、先ほどのキオスクじゃないですけども、周辺の開発だとか、将来的には採算できますよという。

木村 もちろん、これが基幹インフラとなって、この先、派生したビジネスを展開できますというようなこともお話ししてございます。

作本委員 相手はこの事業を受けたら損するという、そういうふうに直ちに受け取られないということがわかればいいですけども、あと、先ほど先生がおっしゃられた、この報告書を読んだ人の誤解の余地をある程度、消しておく必要がありますよね、我々のところでわかり合えてもね。

早川 おっしゃる通り、鉛筆をなめるわけにはいかないの、前提条件をきちっと明確にした形での感度分析をやっていくですとか、そういう形で表現していくしかないのかなということと、もう一つは先ほどのOn-grantingのお話がありましたけれども、FIRRがマイナスだからこそ、中央政府がグラントという形で出すということですので。

谷本委員 出さざるを得ないんだと。まさにだから、公共事業、公共性だという、そのところを出すんでしょうね。

作本委員 ただ、先ほどのでもうちょっとキオスクとか、何か、そういう収入源を期待するのなら、何でPPPじゃないのかというようなことを言われちゃうと、これはPPPじゃないですよ。また、書いてもないですね。

木村 現時点では、Publicオンリーです。

作本委員 谷本さんがおっしゃる通り、この数字だけを見たらびっくりしちゃうんじゃないかという、そこはどうやって解消しておくかということで、予防的な判断も必要ですよ。

谷本委員 主査、まとめ。

武貞主査 まとめようがないですが。

谷本委員 42番にいてまとめ。

武貞主査 41番は多分、何らかの形で残さないといけないですね。ちょっと考えないといけない。

谷本委員 主査に任せます。

武貞主査 あとで考えましょう。

42番のほうをでは、すみません。

作本委員 私が最後になりますが、東西線について必ずしも詳しくはないんですけども、この場所というのは南北線の前はモノレールで失敗した場所を使っているはずですよ。同じ場所で、モノレールの残骸というか、コンクリートがかなり残っていたかと思うんですけども、これの廃棄物処理を誰がやるのかと、友達とよくしゃべっていたことがあるんですが、それは全く今回、東西のほうでは恐らくまだモノレールづくりは始まっていなかったかと思うんですけども、というのはモノレールをつくらうとして、結局、お金がおりなくなって、中東マネーが入ってこなくなってやめてしまったということで、建設途中の廃棄物がいっぱいあったんですけども。

小泉 モノレールは、一つは今、JICA事務所とかもありますアジアアフリカ通り、あそこにピアが幾つか確か建っていたと思います。あとはBRT4号線だったかと思うんですけども、名前が何通りか忘れちゃっている。

清水 カサブランカ通りです。

小泉 あそこにも確かあったんじゃないかなという気がしていますが。

谷本委員 杭だけが立っているという妙な。

作本委員 杭だけが立っていて、下に泥がたまっていて、それをどうするのかなと思っていたんですけども。

谷本委員 それから、北のほうにはっていない。

小泉 そっちのほうは、具体的な構造物が建っているということはなかったと思います。

谷本委員 ルートは、何か計画はあった。

小泉 計画はございました。

作本委員 その廃棄物処分を一緒にやってくれとか、そういうことはないんですね、今回の仕事の中に。

小泉 そこはございません。

作本委員 僕がジャカルタの役人だったら、仕事を頼むんだから、一緒に廃棄物処理もやってくれないかと交渉を持ち込みますけれども、そういうことは特にないんですね。そ

うしたら、逆に廃棄物処理の行き場所、あれも突きとめておかなければいけないなと思ったものですから、一応、構造物は跡形もなくジャカルタ市当局がきれいにしているということ。

小泉 いや、まだ、基本的には残ったままです。

作本委員 そうですか。誰がきれいにするんでしょうね。

小泉 バンコクでも同じように残ったままというのがありますよね、ホープウェルが開発しようとした構造物とか。

作本委員 その敷地を使うんですよね、今度はね。

小泉 これは違います。

作本委員 これは違う、東西線だから違うけれども、南北線の場合にはいかがですか。

小泉 南北線の場合は、そことひっかかっている部分はございませんので、南北線でも大丈夫。

作本委員 そうなんですか、わかりました。では、廃棄物の問題は起こらないということ。

小泉 その点では大丈夫です。

作本委員 わかりました。工事中自体の廃棄物は別ですね、今のそれとは別ですが、わかりました、これも。終わりました。

武貞主査 では、了解ということで、それでは、一通り、終わりましたして1時間半ちょっと経ちましたので、5分ほど休憩を挟みたいと思います。その後で、また、前から残す、残さないということで確認をしていきたいと思います。

午後3時42分 休憩

午後3時49分 再開

武貞主査 それでは、再開したいと思います。

どうでしょうか、文章を前に映していただきながら、1番から順番に助言案として残す、残さないということで確認をしていきたいと思います。ただ、松行委員から出ている部分については、一応、文言としてはまだ、そのまま残しておいていただいて、出席委員としては削除の方向というような形で、括弧書きをつけて後でメール審議に回すという、そういうやり方をしたいと思います。

それでは、1番から順番にいきたいと思います。

作本委員 1番の方の結論はわかっています。戦略アセスは対象でなかったという。た

だ、一応、私たちは確認したということを残すために、質問したということだけ残させて
いただきたいと思います。文章としては、本報告書では以下を残していただいて、質問のこ
ろでこれの左の行ですけれども、本報告書ではという4行目から以下を残していただいて、
本報告書ではSEAの議論が全くは要りませんけれども、見られないが、次がDKI（又は西
ジャワ州）がSEA（KLHS）を実施予定なのか確認されたいので、その前後を全部カット
していただければと思います。実際は確認されていたという、そういう結論で結構ですけ
れども、一応、法律上は戦略アセスになる可能性もあるということがありますので、こち
らを確認して、結果としてはなかったという、そういう形でやりたいと思います。1番目
はそんな形で、2番……。

武貞主査 従来の文言だと、何かすることというような感じで提言になっていると思
いますので。

作本委員 確認することをお願いします。ありがとうございます。

武貞主査 では、すみません、2番をお願いいたします。

作本委員 2番はEのリスト、いわゆるアセスを実施するのかどうかということで、ア
セスについてのいろいろ報告書等も使われているわけですし、それに2番のほうは削除と
いうことで、Eのリストに気づいて、E表のどこにあてはまるということさえ確認してい
ただければと思ったものですから、アセスが該当するという確信を持っていただけるとい
うことで、私は2番はこれで了解ですので、削ってください。

武貞主査 それでは、3番目。

谷本委員 どうしよう、これは。

武貞主査 最後の話との絡みですね。

谷本委員 最後の話と、どうしますかね、ここは。JICAとしてはEだけで話をして
EIRRのところだけで、Fについてはこういうふうな数字が出ていますということとどめ
るのか、JICAとしては。

木村 案件形成の議論においては、Fももちろん議論は避けて通れませんので、そこは
両方とも議論いたします。

谷本委員 これは直接的に社会配慮のあれでは……。

武貞主査 ないですけれども、事業の正当性という意味では大きな部分ではありますの
で。

作本委員 社会配慮の点からいけば、将来、借金づけになるかどうかということの判断

としては、収益性があるかどうかということだけでいけば関係はありますよね。

谷本委員 大きな話なんですよ。これとオペレーターの話が。

青木 若干、多分、1年半ぐらい前ですかね。助言委員会全体会合の中でもガイドラインの環境社会配慮助言委員会の助言の範囲ということについて、双方、明確にしましょうかというお話がありました。その中で、環境社会配慮助言委員会という位置づけなので原則は環境社会配慮についていただくと。ただ、それ以外のものについて環境社会配慮と関係をするというふうなご判断でいただくという場合には、必ずしもそれを削除してくださいという話ではないんですが、助言自身が直接つながらないけれども、というご判断であれば、それは調査団なり、JICAにお任せいただくというような話になったかと思っております。その辺を踏まえてご判断いただければと思います。

谷本委員 今回、だから、これでエンジニアサービス論のほうに持っていく。だから、ある面で、それで一つのステップを踏むわけよね。悩ましいところですね。

作本委員 3番と41番を一緒にして今回はやはり。

谷本委員 その他のところで検討しましょう、ここはこのまま削除して、後ろのところで、その他のところでやわらかく入れるように。そうしましょう。

では、4番、松行さんかな。

武貞主査 これは基本的にいただいた回答で了解ですので、削除の方向ということだと思います。

作本委員 ただ、4とつながるかもという話が先ほど出たかと思うので、ごめんなさい、4はこれで前後はつながりませんね。失礼しました。

武貞主査 一応、削除の方向。

それから、5番、これも図のほうを若干、手を入れて明確にさせていただくということで、そういう回答、説明があったということを補足して、メール審議で削除の方向でいいですかという形でお話を進めたいと思います。

それから、6番ですが、これもいただいた回答で削除ということによろしいですね。

それから、7番。

作本委員 7番は私のところ、先ほど、こういう考え方ということで教えてもらったんですけども、最後のころの話で8番の松行さんのクライテリアのところと一本にするならば一本にしても構いませんし、私自身はこの説明で考え方は一応、筋が通っているということは了解いたしましたけれども。

谷本委員 7、8を一緒にして。

作本委員 7、8で、8番の松行さんのほうに何か使える材料があるんだったら使ってもらおうというぐらいで。

武貞主査 一応、7番、8番は同じ話として、いただいた回答で参加委員としては了解と。

作本委員 7番の説明箇所をこの際、削除しちゃうと、恐らく松行さんの説明がわかりづらいということになるかと思えますから。

武貞主査 ただ、この紙自体はこの紙でいっていますので。

作本委員 そうですか。わかりました。

8番の中で7番の必要部分を取り込んでもらって、7自体は要らないということで基本的になしで、8を生かすために利用してもらおうという。

武貞主査 助言案で出てくる紙としては、7のところはカットしていただいて、8番だけ残して、後で私のほうからメール審議に出す時に補足をするようにします。

作本委員 7は全部削っておいたほうがいいですね。

武貞主査 7番は削って、8番は今はこのまま、質問のままで残しておいてください。

それから、9番、これも。

谷本委員 後ろへ回しましょう。その他に、これもそういう意味では先ほどのFIRRのところと、後ほど、だから。

武貞主査 どうしますか、文言はまた後ほどということですか。

谷本委員 後ほどに最後にしましょう。

武貞主査 10番、11番あたりは、基本的に事実関係だと思えますので、10番、11番、12番。11と12は私と谷本さん、同じ。

谷本委員 これはこれでいいですね、削除で。

武貞主査 いいですね。10番、11、12番、この3つは削除してください。

13番、作本委員。

作本委員 これは3回、記述しているということなんですけれども、この7章について初期調査、スコーピング調査と、それぞれの調査段階に合わせた結果であることをわかりやすくするというか、そんなことで7章についてスコーピング前の段階の初期調査なのか、右のほうに書いてありますが、そうであるのか、またはスコーピングを受けた後のInventory調査であるのか、区別して記述すること。頭の出だしだけ交通整理していただければという意味です。

武貞主査 よろしいですか。すみません、整理ですけれども、例えば被影響世帯数の記載についてはスコーピング前の初期調査の結果、スコーピング後の詳細なInventory調査の結果かを明記しておくことと、そういうこと。

作本委員 どこかにありましたよね、住民移転の項目が他に。

武貞主査 住民移転の項目は幾つかあるんですが。

作本委員 別にここだけで。

武貞主査 とりあえず、これだけでつくっておいて、もし後でひっついたり、また、場所を移動したほうがよければ、その時に整理をするということにしたいと思います。とりあえず、この文言をこれで整理をしていただいて、今、見ていただいてどうですか。今、一応、ああいう感じで直していただいています、よろしいですか。

作本委員 あるのかをですね、あるのかを区別して記述することで、4行目、記述することとすること。ありがとうございます。

武貞主査 それでは、14番ですが。

作本委員 地下水流のことが出ているんですね。

谷本委員 これは入れていただいたほうがいいと思うんですね。

作本委員 追記してくれるということもありますので、どこを残そうか。地下水流のところだけを残したいんですが。

谷本委員 地下水汚染、地盤沈下に加えて地下水流の変更、やっぱり、掘削によっていろいろ地盤沈下を含めてありますから、影響が、特に今回は地下水流のことが書かれていないので、その部分を地下水流の変化への対策を考えていただきたいと。

作本委員 対策というのはあるんですかね、地下水流、影響も調査止まりでしょうか。

谷本委員 地下水流が変わりましたと、対応か、それは工事をやめなさいとなるよね。

作本委員 地下水流への影響及び対応について留意じゃよくないですか、軽いでしょうか、措置することでしょうか。

谷本委員 必要ならば措置をとられたいか、工事のこと。

武貞主査 その場合は影響を把握して、でいいですか。

作本委員 対応を検討することぐらいに抽象的にしておきましょうか。

武貞主査 影響を把握して必要に応じて対策を講じること、もしくは検討すること。その場合は、今の章でいくとどこから残すかというところ.....。

作本委員 地下水流変化のあれを、今、冒頭に説明されましたよね、何か、掘削工事。

谷本委員 掘削工事においてはかな。

武貞主査 掘削工事において、掘削工事等による地下水汚染、地盤沈下に加えて地下水流への影響、背景について、すみません、多分、最初の工事中からスタートしていただいて、工事中の掘削工事等による地下水汚染、地盤沈下に加えて、加えてと残しておいたほうがいいんですか、前は。

谷本委員 だから、掘削工事においては、地下水汚染、地盤……。

武貞主査 では、工事中も消していいですね。

谷本委員 工事中はとっちゃってもいいと思います。掘削工事。

武貞主査 すみません、では、掘削工事からスタートしていただいて。

谷本委員 掘削工事においては、際しては、地下水汚染、地盤沈下に加えて地下水流の変化についても把握し、必要な対策を講じること。

作本委員 変化ですね、変更じゃなくて。地下水流の変更でいいんですか、これは、どちら。地下水流は変化または変更。

谷本委員 変化。変更というと人為的な、何か手を加えるような。

作本委員 こっちからこっちへということですから。

谷本委員 変化だと結果として発生するような。

作本委員 変化についても把握し、必要ならばということでしょうか。

谷本委員 対策を講じること。まず、これで書いてあとは読み返しましょう。同じかな。

作本委員 地盤沈下に加えてというのはちょっと重いですね。地盤沈下だけでなく、調査までしてもらいたいのは地下水流だけ。これだと全部について調査把握してというふうになっちゃうんですね。どうしましょうか。

谷本委員 地下水汚染はとりましょう、むしろ。それで、掘削で一番きいてくるのが地盤沈下、これは後ろでも私のところでも書いておきましたけれども、地盤沈下がやっぱり大きい、それに加えて地下水の流れですよね。これは要するに井戸の水位を見たらうと。それから、地盤沈下なんかの急激な発生があればわかる、地下水流の変化はわかる。

作本委員 おいてはで、点を打つ必要はないですね。掘削工事における地盤沈下に加えて、あと、今の地下水流の変化についても把握し、必要ならば対策を講じること。

谷本委員 それでいいでしょう、まず、そうしましょう。

武貞主査 ありがとうございます。

それでは、15番、作本さん。

作本委員 大気汚染状況一般の説明が少ないというところを私は残したいんですけども。大気汚染状況一般の説明と測定データ結果に関する説明を行うこと。あとは全部削除で。あるいは8章にというのは残しておいたほうがいいんですか。8章にはご説明がある、カットで。大気汚染状況一般の説明を。一般的な説明で、ジャカルタがどういう環境汚染状況にあるかという市でつくっているようなデータ一般でよろしいかと思うんです、概略で、大気汚染の一般状況と測定データ結果の説明を行うこと。この形で。

武貞主査 よろしいですか。

作本委員 私のほうは。

谷本委員 水です。

武貞主査 次は16番。

谷本委員 これはどうしますかね、地下水のこと。

作本委員 水質汚染の可能性がほとんどないならば、まさに現場事務所からかなりマイナーだと思うので、あるいは、あるならばという形で。

谷本委員 周りが悪過ぎるでしょう。

作本委員 周りが汚れ過ぎていて、大腸菌だらけで塩水で汚れていて、どうしようもない土壌のところで行うとするので、仕事される方は大変ですけども。

谷本委員 実態はね。要するに下水をちゃんとやれと、本当に。

作本委員 事務所自体から出てくる排水までは本当にマイナーなので、ここまで気を使わせては大変だなと思うんです。

谷本委員 この事業を除いたら、私はここが一番本当に手をつけてほしいところ、本当に水道とこの下水、地下、上下水道を本当にきちんとやらないと。それは余談として、ここはいろいろあるんですよ、青木さん、笑わないで関係者としては、別に早川君たちをいじめているわけやなくて、16はいいですか、16、17は。

作本委員 ただ、こういうことで、今、先生がおっしゃったようなことをジャカルタ当局に何か提言する機会として利用させてもらいたいです。

谷本委員 それだったら一番後ろに回すという。みんな、そうなっちゃいます。

武貞主査 すみません、16番はさっき話を聞いていた感じだと削除していいのかなと最初は思ったんです。17番はさっき塩害の話がありまして、これも削除でよろしいですか。

谷本委員 技術的には日本では当たり前よね。だから、当然。

中田 沿岸地域で建設されていますので。

谷本委員 だから、インドネシアでやるということに対して、それをあえて指摘するか。先ほど私は余談をあれしましたけれども、とりましよう、いいでしょう。これは皆さん、おわかりだということで17は。

武貞主査 16、17は削除ということです。

谷本委員 そうですね、工事中の話をしましたね、先ほど。

武貞主査 18番。

作本委員 適用基準をこっちも援用するということですから、これも確認したかどうかという簡単な事実ですから、これもされているし、カットで。

武貞主査 削除ということ。

作本委員 19番、これは。

谷本委員 これも悩ましいですね。

作本委員 悩ましいですね。では、すみません、右の回答のほうを使わせていただいて、よろしいでしょうか、回答の文章を。2行目に入っています重金属及びその他有害金属、有害物質の基準値に従った記述を行うこと。もう一回、言いますと、重金属及びその他有害金属の基準値に従った記述を行うこと。尚、ということで文章を続け、尚、その次はブカシ通りのという、その先になりますけれども、ブカシ通りの市東部に工場施設がありと、ずっときまして、注意が示されているので慎重に対応すること。重要な指摘であり、は取ってください。指摘されているので慎重に対応すること。慎重に対応することで、最後は。

この場合、基準値はもともとは基準値ですけれども、排出基準値としておきましようか、でもないか、排出だけじゃないんですね、濃度基準が、だから、基準値のままですね。重金属及びその他有害金属の基準値に従った記述にすること、尚、ブカシ通りでいいんですね、ブカシ通りの市が入りますかね、ブカシ通りだけでわかりますか。ブカシ通りの東部だけ、あるいはブカシ通りの市東部、ジャカルタ市東部には工場地域ですかね、工場地域があり、慎重に対応すること。何について慎重に対応するという、土壌が何かを書いておくのかな。

谷本委員 これは要するに狭いところでしょう、道路の。

清水 いや、広いところですよ、その広いところに工場があります。

谷本委員 道路の切りかえをしなくてもいいところですか。

清水 いいところですよ。

谷本委員 真ん中に家を建てていくと。昔からの、だから、いろんな工場が張りついて

いるところ。だから、この辺のあれを見ると、メッキとか、そういうあれもあるわけですね、恐らく。そういうことですね。

作本委員 対応するって何に慎重になのかわからないので、土壌だったら慎重にというのは何をやるんだということになるし、何か一言、足りないんですね。

谷本委員 結局、そのこのところは、私の20番の質問が作本委員の次にいくことなんですよ。こういういろんな重金属汚染が進んでいるところで工事をやると空気中に撒いちゃう。

作本委員 飛散が書いてありますね、空気中への飛散。

谷本委員 だから、一つは空気中に、一つは水を汚濁して行ってと。

作本委員 気をつける点はあるんですね。

谷本委員 重金属被害。今回はだから、それが……。

作本委員 汚染拡散に慎重に注意することとか、何かある。

谷本委員 結局、前のいただいていた数字からするとえらく高いと。

作本委員 前のはね。

谷本委員 それで、私もこういうふうに汚染被害がというふうに次の質問をしたんですね。そうなんです。今回はだから、それがなくなると、だけれども、まだある。

作本委員 慎重に対応することの前に何か主語を入れておかないと、この文章は、他の工場から出てくるものに何でこれで対応するんだと、他の敷地からくるものになぜ対応するんだということになりますから、例えば土壌の拡散という何かいい言葉一つが間に入らないと締まらないです。

谷本委員 ですから、今回、いただいたこの数字は、表ね、これでは重金属は多いと。だけれども、大した問題じゃないという判断がJICAとしてできるかどうか、この表が。そういうところで、数字は基準を下回っていますけれども、他のところに比べたら重金属は結構、集積をしていますねという判断をするのか、あるいはこれはやっぱり高いですねと、だけれども、問題ないと判断するのか。だから、我々としては安全サイドをとれば、そんなところで工事を、ピアを打つのと、当然、ドリルは穴をあけますよね、ということは、含まれている金属は地下にいきますね、空気中にもばら撒かれますね、住民に被害を及ぼしませんかとなっちゃう。

作本委員 対応というとかしななければいけないことになるんだけれども、実際、他の企業がやっていることに対して対応なんかとれるのかという、僕だったら逆らっちゃうので、そうすると周辺環境に注意するとか、そんな形での一般的な言い方しかないんですか

ね。

谷本委員 あるいはもう少し土壌調査をしていただいて対応を考えてもらう。3カ所のサンプリングですよね。これで本当に十分かどうかということも。

作本委員 対応は言い過ぎのようでないかと、今、気がしているんですけども。

谷本委員 調査をもう少しやりますか、ここは。これでもういいと思う。

中田 基本的には調査団としては工場地域、7-18ページをご覧になっていただければわかるかと思うのですが、まさに東部を中心に3点、調査をいたしました。その結果、基準値を下回っていることで、他のところでも土壌汚染の調査をやっておればよかったものの、それを比較した結果、両方とも基準値を下回っているというような結果が得られればよかったんですけども、今回、全東部、工場地域を中心というところで確認をさせていただいているところなのですが、基準値を下回っていますというところで、他と詳細な調査が設計段階でまた工事が進む段階でやるのだと思います。調査については設計段階ではやります。

谷本委員 だから、今回のESローンの段階で要するに土壌、土質の問題とともに、物理性とともにこういう化学性の問題もやりますね。では、やっぱり、やってくださいと、さらに調査を。

作本委員 調査はやってくださいということでもいいと思うんですね。ただ、対応措置までやってくれとなると、どこまでやるんだと、できないよということに。

谷本委員 さらにやっていただきたいと。だから、ブカシ通りについてはサンプリングの結果、重金属の汚染の問題があるので、以下。

作本委員 利用客にまで影響があるかもしれませんね、大気汚染等。

谷本委員 ですから、今後、次の段階でさらにサンプリング調査をやっていただきたいと、することという、そういうあれでいかがですか。やっぱり、3カ所だけでしょう、ここは。

武貞主査 では、今、ご提案いただいた、尚、からの後です、尚、ブカシ通りの東部に工場地域があり、汚染土壌の、ちょっと待ってください。

作本委員 サンプリング調査ぐらいにしておきますか、余りだだっ広くても、汚染状況。

武貞主査 工事中の汚染土壌の拡散の可能性で、と言ってしまっていいですか。

谷本委員 言わなくていいでしょう。

武貞主査 言わないほうがいいですか。

谷本委員 言わないほうがいいよ。そこまで書きちゃったら、本当にえらいこっちゃとなったら、それこそ住民が騒ぐと。どうするかな。

武貞主査 では、尚、ブカシ通りの東部の工場地域を中心に、設計段階でより詳細な調査を実施すること。そういう言い方にしますか。

谷本委員 いいですよ。さらに他のところもやっていただきたいということも、他のところも。そういうことでしょう。

中田 そういうことです。比較対象がなかったということです、今回については。

谷本委員 もっと広げてくださいと、広げてくださるのがいいと思う。今回、だから、ブカシのところはたまたま工場地帯だ、だから、ちょっと問題があるんじゃないかということで3カ所をやったと。基準を下回るようだけれども、重金属は出たと。ならば、他のところもきちんといずれESローンの段階、次の段階でやってくださいと。

作本委員 乗客の健康安全を確保するためにも、知っておくべきデータと考えてもいいわけですよ、一般的な調査じゃなくて。

武貞主査 だとすると、逆にブカシ通り東部の工場地域を中心にではなくて、のみならずという書き方にしますか。

谷本委員 だから、ブカシ通りと余り強調しないで3カ所の、だから、これは何の段階で調査をEIAの段階でやられたんですか。

清水 前回の南北線の際はESの時に、そういう調査をやりました。

谷本委員 今回、この3カ所のサンプリングはEIAをつくる段階で、ですよ。

清水 そうです。

谷本委員 だから、EIAの段階の段階で3カ所の土壌サンプリングをやって重金属等のが、分析をやられてと、だから、次の設計段階でもさらに幅広いというか、エリアを広げた……。

作本委員 もっと多い地点で調べてもらったほうがいい。3カ所は少な過ぎるということで。

谷本委員 サンプリング調査を行ってほしいと、行うことを勧めるというか、提案したい。

武貞主査 では、例えばですが、尚、から後を、尚、設計段階ではより広範囲に詳細な調査を実施されたいと。

谷本委員 サンプリング調査。

武貞主査 を実施されたい。

谷本委員 実施し、特に重金属について分析を行われたい、というふうなことで一つ。

武貞主査 全体の冒頭のところを例えば土壌汚染についてとか、何か入れなくても大丈夫ですか。

谷本委員 ここは要りますね。だから、土壌については。

武貞主査 土壌については、でいいですか。

谷本委員 それでは、後でちょっと見てもらいましょう。

武貞主査 それで、20番も含めてということで。

谷本委員 含めてで一緒になりました。これが合体で。この合体は非常に問題のないところ。

武貞主査 21番。

谷本委員 21番、これは大丈夫。切ってください。削除でいいです。それから……。

武貞主査 22番。

谷本委員 これは最後の作本委員の質問にも絡んでくるんですね。廃棄物は適正な処理をしてくださいということです。工事期間中に発生する廃棄物は適正に処理をすることと。特に大量に水分を含む掘削土砂の運搬では、周辺への飛散を防止するような対策を講じること。平さん、できた。

平 後半をもう一度、いいですか。

谷本委員 工事期間中に発生する廃棄物については、括弧のところはとってもらって、適正に処理することと。特に大量に水分を含む掘削土砂の運搬では、周辺への飛散を防止するための対策を講じること。こんな感じでいいでしょう。これは当たり前のことなんですけれども、当然。いいですか。

武貞主査 お願いします。

谷本委員 23番はやっぱり土砂、石材ですよね、工事で。これについては環境に配慮した、だから、工事で使用される土砂や石材については、採取場、土取り場、採石場の環境に十分配慮をすること。ひとつ、そういう文言で、平さん、考えてください。

武貞主査 環境でしたっけ、土取り場、採石場の環境。

谷本委員 自然はつけなくていいと思います。環境に十分配慮すること。

作本委員 土取り場という日本語を使うんですか。

谷本委員 土取り場。

作本委員 土取り場というんですか。

谷本委員 土取り場、採石場。

武貞主査 2つを一つにまとめて採取場。

谷本委員 基本的に砂と石は場所が違うからね。

武貞主査 23番はそういうことですね。

24番は削除してください。

谷本委員 いいですか。25番、作本さん。

作本委員 これは残したいんですけども、下のほうに貧困の判断基準がありますが、貧困の判断基準や貧困者の定義を確認することで、右にいただいた答えでわかっていますけれども、こういうテーマを取り上げる時には、貧困のところに判断基準を置いていたのかということと第三者から質問されると思うんですが、最後だけ、貧困の判断基準、定義をきちんとと入れておいたほうがいいですかね、ある、なしだけだから、きちんと確認することですぐにわかると思います。

武貞主査 冒頭のところ、貧困関連の調査結果の記述に……。

作本委員 関連してとか入れますか。

武貞主査 ええ。についてはとか、関してはというのを入れておいたほうが、貧困関連の調査結果の……。

作本委員 一般的なね。お願いします。調査については確認することでもいいですかね。確認するって何か他のことが。確認という言葉の後ろ。

武貞主査 調査結果の記述については、でもいいですか。

作本委員 そのほうが具体的でいいかもしれないですね。では、すみません、調査結果の記述については確認すること。そのほうが具体的で。ありがとうございます。

武貞主査 では、26番。

作本委員 26番、これはとるということで、3,500ルピアということだと、他にさっきのFは関係あるかもしれませんが、これ自体は料金設定が一応、社会福祉を入れたので安くなったというのが考えられますから。

武貞主査 では、26番は削除。

谷本委員 27は今のところと一緒にですね、26の、25か、所得のところ。

武貞主査 27は削除でいいですね。

谷本委員 だから、25と合体みたいな形でいいですね。

武貞主査 それから、28は削除してください。29も削除してください。

それから、30番から4つ、松行委員のコメントがありますので、30番については基本的に削除の方向でということでもいいですね。削除の方向ということでメール審議に出します。

それから、31番、これも削除の方向でよろしいかと思えます。削除の方向ということでメール審議をかけます。

それから、32番。

谷本委員 これは質問で残す。松行さんに聞いたほうがいい。

武貞主査 文言としては、例えばどういう形で残すかというのはある程度、考えたほうがいいと思いますが。

谷本委員 Phase1ポーションの移転対象住民については、正規、非正規の数にするんですかね、正規、非正規住民の把握……。

作本委員 正規権利書を持っているかどうか。先ほどお話のあった権利書があるかなしただけ、基準じゃないですけども、持っているかどうかということをもまず確認。

谷本委員 正規、非正規の判断区分か。

武貞主査 正規、非正規の多分、線引きはできないんですよ、今は。

谷本委員 今のところはね。

武貞主査 それはできないと思うので、移転対象住民について……。

谷本委員 簡単に言えば、より詳細な調査を行うことになっちゃう。

武貞主査 調査というよりは……。

谷本委員 何だろう、政策か、要するに判断基準のあれか。

武貞主査 調査というよりはインドネシア側の判断の話に多分、なってくると思うので。

作本委員 JICAのほうと言わないと、インドネシア政府はみんな、がたがたと何もやらないことになりますので、文言の中で言っただけだと彼らも。

谷本委員 だから、レコメンデーションの中に入れていただくというか。LARAPはもう終わっちゃっている。

作本委員 終わっちゃっている。今の段階からどういう調査ができるんですかね。調査というか。

谷本委員 一応、Inventoryもやっている、対象者もある程度、把握している。すると、カットオブデートを決めるのと……。

武貞主査 例えば助言委員会が言う趣旨としては、今後、移転住民の取り扱いについて、

特に正規、非正規の判断について、インドネシア政府側がJICAガイドラインにのっとって慎重に配慮するように申し入れること、そういう趣旨のメッセージですよ、多分、出すとすると。だから、こうしろという基準は出せないんですけども、ちゃんとガイドラインにのっとって。

谷本委員 やってくださいと申し入れ。

武貞主査 正規、非正規の判断も含めて、それをするのはインドネシア政府側だとしても、その部分で十分にJICAガイドラインにのっとって対応してもらいたいということを使うんだと思うので、そのための文言ですね。

谷本委員 だから、ドラフトファイナルレポートに書くから、だから、インドネシア側が対応するように、インドネシア政府等が対応するように、だから、レポートに記述することでしょう、ならば。最後にレコメンデーションのところに入れてもらう。そういう対応しかないんじゃないかな。これはレポートに書いてもらうんだから、記述すること、レポートに。

武貞主査 そうですね。ただ、正規、非正規の話を持ち出すとややこしくなるので。

谷本委員 持ち出すんじゃなくて、要するに土地収用に、だから、LARAPは終わっている、だから、LARAPでとるべきアクションをやってもらうということですか、とってもらおう。

平 こんなイメージですが。

谷本委員 これは、だから、Phase1だけに限定するんですね。それから、土地収用も入るんでしょう。

武貞主査 移転だけではない、被影響住民とかになるんですか。

谷本委員 なるかな、大きくはね。

武貞主査 移転住民ではなくて被影響住民とか。

谷本委員 被影響住民のほうがいい。

武貞主査 土地収用にかかる被影響住民。

谷本委員 については、正規、非正規を問わず、それを入れるかだな、JICAガイドラインに沿って補償や支援を行えるよう、報告書に記載すること。これが一番穏当な対応でしょう。だから、JICAガイドラインに、それが書いてあるし、これが一番穏当なことじゃないかな。さらに言うのだったら、LARAPに従ってとか、何か、その辺を入れるかどうか、LARAPの結果に従って。LARAPは一応、終わっているわけでしょう。だから、あ

れも一つのガイドラインになるわけよね。

武貞主査 今、書いていただいた文言で松行委員とも確認しながら、文言を少し整理したいと思います。

谷本委員 そうしてください。

武貞主査 32番は今、書いていただいて。

谷本委員 33は。

武貞主査 33は削除の方向で。

谷本委員 結構です、それは。結局、上と同じ、そういう面では。中に入っている、カットオブデートの話や、そういうのが全部含まれるとすればいいんじゃないですか。

武貞主査 34番は、実は場所を変えたほうがいいかなとは思っていますが、文言としては34番は、すみません、34番ですが、最初の住民移転に関してはから評価します、一方で、というところまでまず削除していただいて、今日、持ち出した話で申しわけないとは思いつつ、文言でいいますと、住民移転、それから、補償計画の実施に当たっては、過去の同種事業の経験を踏まえ、十分に留意するとともに、その後、もともと書いてある文言で、移転住民の生活再建には云々かんぬんとずっとそのまま残していただいて、事業関係者の共通理解とすることで止めて、一応、つくってみてください。場所は後で他のところに移すかもしれませんが。

谷本委員 十分に留意するというのは踏まえる、何かうまく文章を。

武貞主査 明確にしたほうがいいかな。過去の経験、もう少し考えてみます。

作本委員 留意だと相手が何をやっていいか。

武貞主査 少し考えさせてください。とりあえず、今はその文言で置いておいていただいて。

作本委員 次はミスタイプですから、それで削除です。

武貞主査 削除。36番。

谷本委員 その他のところは一応、何か簡単に入れてください。本事業の実施に当たっては、料金体系、それから、財務収益性、さらにオペレーターの選定、それから、カンマしていただいて、資金の流れについて検討する、配慮する、検討してもらう、考察してもらう、何の言葉がいいかな。やっぱり留意してほしい、留意にしようか、この辺、気になるところ、根本にかかわるところ、だから、料金のところ、料金設定、オペレーターの選定、資金の流れについては……。

作本委員 環境社会配慮の点から留意すること。よくわからない。

谷本委員 それは言わないだろう。そこまで言うと上のほうに入れないといかんから、そうすると青木さんが目をむくから、約束違反だといって。だから、その他のところで。やっぱり、配慮されたいと。当座、それに入れてください。それが1点目。

もう一つ、言わせてください、あえて。やっぱり、鉄道事業の先ほど釈明というのか、あれをされていましたがけれども、過去の同種事業の経験をきちんと踏まえてくださいということ、これは別に書いていただく必要はないと思いますけれども、やっぱり、Automatic Fare Collectionが私は物すごく気になっていますし、それから、住民移転とか、その辺で整備が進んでいない、特に鉄道のほう、昔の国鉄のほうは、それが物すごく気になりますので、類似の過去のレッスン、教訓を生かしていただきたいと。それを入れてください。

平 同じところにですか。

谷本委員 2つ目として、だから、枠を2つ、つくって、すみませんが。そのあたりでこれが全部。電力はいいでしょう。

作本委員 電力確保ですか。いいでしょう。なければ。

谷本委員 ですから、料金と財務性、オペレーターの話、資金の話、それを2つ、その他でまとめて、あと、過去の例、教訓、類似事業、鉄道の。それをその他に入れていただいて。

武貞主査 文言はちょっと詰めないといけないかなと。余り当たり前というとな変ですけども、当然のことを言っても意味がないので、どういう形でまとめるか、考えますが。

谷本委員 経験のところには何か入れる。入れるんだったら、一つは避けて通れない土地収用、住民移転、これは入れたほうがいいと思う。

武貞主査 ただ、土地収用の話は一応、前に入れちゃっているんで、むしろ、前のやつを外して、こっちに入れるかどうか。

谷本委員 それを検討してみて、それと、あとは料金徴収システムをこういうところに入れるかどうか、どうしますかね。

早川 お願いを申し上げれば、ご意見はあれなんですけれども、純粹にこの場の環境社会配慮助言委員会という性格を考えると、ご助言としては直接的に環境社会配慮にかかわらない部分については、抑えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども。すみません、多分、私の立場から申し上げることじゃないのかもしれない

ですが……。

谷本委員 料金体系、財務収益性のところはどうする、そのところは。

早川 私たちのほうは当然、気にしなければいけないところなんですけれども。

谷本委員 外してほしい。

早川 外していただくほうが、この場の制度の趣旨には沿うのかなというふうに思います。

谷本委員 議論がされたみたいな形で。

早川 議事録には残りますので。

谷本委員 そうか、そういうことにしようか。では、2つは外そう。いいですよ。ここまで私は皆さんをいじめてきたから、おわかりいただいていると思うので。

武貞主査 ただ、本当、事業の正当性という話にどうしても関係してくるとは思うので。

谷本委員 これで幾つになりましたか、平さん。

平 今、残っているものを確認します。1番からいきます。

1番は残します。1ページでいくとそれだけです。4番と5番、松行さんのものは、ここでは落とす方向でということで松行さんに確認すると。6番も同様に松行さんに確認します。7番は落とす、8番は今は残して確認します。9番は落とします。

武貞主査 9番は、ですから、今の最後の話です。

作本委員 最後のほうに、その他に入れるかどうか。これは外しちゃっていいですか。

武貞主査 今のオペレーターの話ですが。

谷本委員 いいです。

平 3ページにいきまして、10、11、12は落とします。13、14を残します。4ページ目、15番は残します。16、17、18は落とします。次、19番は残します。20番を落とします。

谷本委員 これは合体してくださいね。それでいいです。

平 6ページ目、21、落とす、22、残す、23、残す、24、落とす。7ページ目、25番は残します。26から28は落とします。次にいきまして、8ページ目は、30、31は落とす方向で確認、32は残す方向で文章をつくったのを確認してもらおうと、33は落とす方向で確認、34番は残します。35番は落とします。

谷本委員 あと、以下はいいです。あとのところ、その他はみんな。

平 42まで含めて落とすと。

谷本委員 いいですよ。

平 これ、トータルが三角を入れずに10個。

武貞主査 では、この方向で松行委員も含めて、メール審議でもう少し文言を詰めていきたいと思います。

今後のスケジュールについては。

青木 その前に、JICA側がこの辺を明らかにしたいというところがあればよろしいですか。

武貞主査 もしあれば承っておきます。

中田 1点、よろしいでしょうか。32番なのですが、まとめていただきました案ですと、行われるように報告書には記載しています。この点、正規、非正規の人数の記載がなかったというところが議論になっていたかと思うのです。このままだと報告書には記載済みであるというところで、何かご配慮いただけないかなと思うのですが。

谷本委員 数字までも入らない。

清水 正規、非正規のレベルをどこで引くかというところなんですけれども、先ほど言った土地の権利書の有無は分かります。

谷本委員 だから、アフェクティドの人はわかるということですね。

武貞主査 もちろん、その中で例えば土地の権利書ということで、今、見ればどうかというのわかるということですよ。

清水 それはわかると思います。

中田 その点を松行委員にご確認をいただければと思いますが。

作本委員 私はさっき32番でお話ししている中で、ある程度の数字じゃないけれども、客観的にここまできていますよというか、データとしてこうですよというのがないと、ガイドラインに即してというだけの抽象的な記載だけじゃちょっと足りないような気がするんですね。もしか、表に出していいデータというのはどこら辺までなのか。

武貞主査 もし、可能であれば、メール審議の時に多分、松行委員も参考にされたいと思うので、少なくとも土地に関する権利の有無でわかっている数字を教えてくださいませんか。正規、非正規の部分については、まさに調査団の権限の話でもあり、JICAさんの権限の話にもなりということで、そこは松行委員とも確認をしながら文言を考えていきたいと思いますので。

中田 承知しました。事務局からの通知というような形になるかと思いますが、お送りいたします。

武貞主査 その数字を参考までにいただけますでしょうか。

青木 よろしいですか。ありがとうございました。

スケジュールですけれども、本ワーキンググループの助言確定は3月2日の全体会合を予定しております。本日が2月10日ですので、こちら事務局あるいはJICA内部での助言第一稿にして確認をした上で、14日を目処に委員の皆様にお送りしまして、翌々金曜日ですか、24日ぐらいを目処にと考えておりますが、いかがでしょうか。14日送付、24日最終案。3月1日に、事前に全員の委員に送って2日に確定。

武貞主査 私自身は実は明後日から海外に行きますけれども、メールは使えるところなので、メール審議には多分、そんなに差し支えはないと思いますが、他の委員の方は。

谷本委員 僕は日曜日からいなくなる。僕は村の中だからメールは無理です。

武貞主査 ちなみに、いつからいつまで不在でいらっしゃいますか。

谷本委員 18まで。

武貞主査 18までですか。わかりました。

作本委員 私は東京にいます。

武貞主査 わかりました。

谷本委員 電気もないところなので、ちょっと無理でしょう。

武貞主査 でも、24日までには何とかかなりそうですね。少し案をいただいた、状態にいただいたところで連絡がとれる委員の中でもんでおいて、最終的に他の委員にそういうことをしていただくという感じで進めたいと思います。

青木 もし、皆様、ちょうどご出張などでいらっしゃらないのであれば、25、26の週末まで、27ということもありかと思いますが。

谷本委員 メールで大体終わったやろう、あと、松行さんだけやん。

武貞主査 一応、24にしておいていただいて、もし、全然、本当に連絡がとれなくなってしまってあれなようでしたら、延ばしてくださいとお願いするかもしれませんが、24でそんな失敗はないと思いますので。

青木 全体会合でのご報告は武貞委員から。

武貞主査 その予定です。

青木 よろしく願いいたします。

では、本日、ちょうど時間通りで終わりました。どうもありがとうございました。

午後5時03分 閉会